

教育委員会

教育公安委員会

【予算及び付託議案関係資料】

5月26日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
総務課 高校教育課	公立高等学校等就学支援費及び私立学校就学支援事業	3
施設整備室	建設事業周辺家屋調査事業	5
生涯学習課	秋田県青少年交流センター管理運営費（債務負担行為の設定）	6

公立高等学校等就学支援費及び私立学校就学支援事業

総務課
高校教育課

1 目的

教育に係る経済的負担の軽減を図り、学ぶ意欲のある生徒が等しく教育を受けられるようにするため、就学支援金及び奨学給付金を支給する。

2 概要

(1) 高校生等臨時支援金の支給

- ・従来の制度で所得制限を受けている年収910万円以上の世帯を対象に臨時支援金を支給する。
- ・公立高等学校授業料相当分（118,800円）を補助する。（公立高等学校においては、収入によらず授業料が無償となる。）
- ・対象者：2,584人（県立2,102人　私立376人　市立106人）

①公立高等学校

県立高等学校等就学支援金事業（国10／10） 240,338千円（国240,338千円）

②私立高等学校

私立高等学校就学支援金事業（国10／10） 44,669千円（国44,669千円）

(2) 高等学校等奨学給付金事業（国1／3 県2／3） 21,460千円（国7,153千円 □14,307千円）

- ・教科書費、教材費、学用品費等を対象として、第1子に対する給付額を増額する。
- ・給付額 131,500円 → 143,700円（12,200円増額）
- ・対象者 1,759人（非課税世帯全日制等（第1子））

3 補正予算額

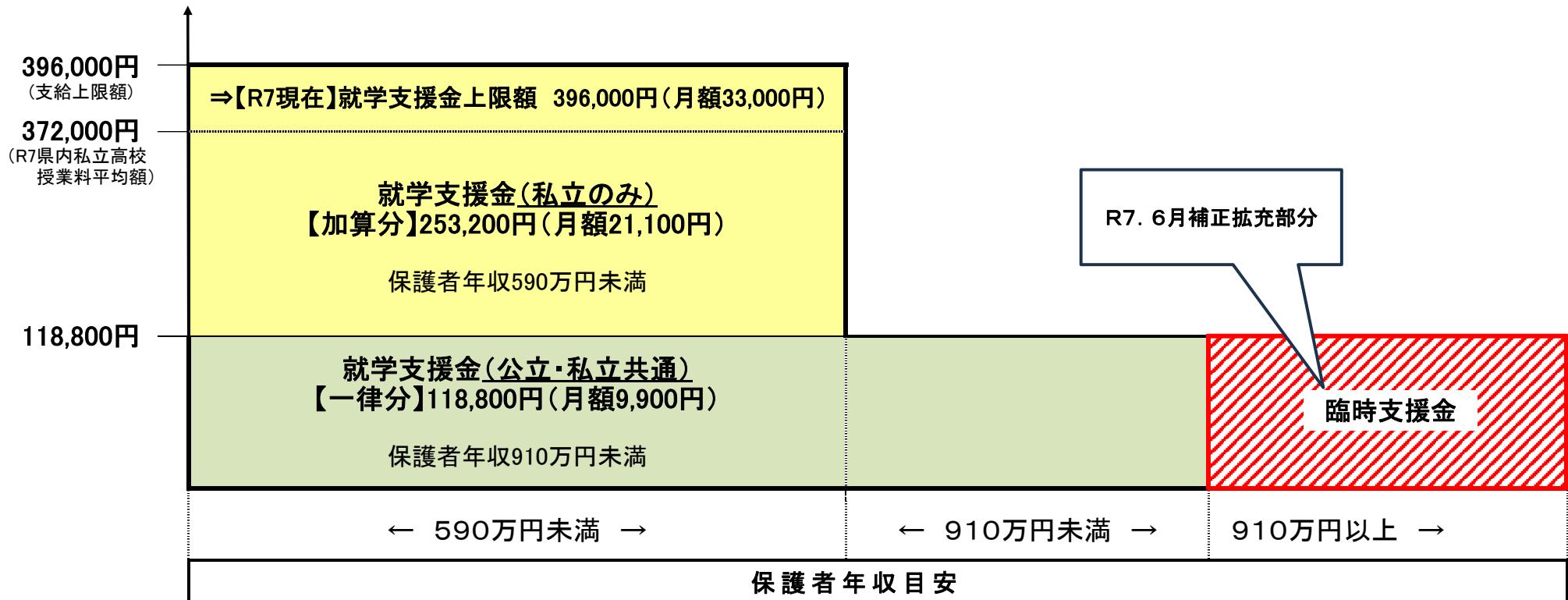
総務課分 44,669千円（国44,669千円）

高校教育課分 261,798千円（国247,491千円 □14,307千円）

就学支援金の所得制限撤廃について

年収約910万円未満の世帯に支給している就学支援金（年額118,800円）の所得制限を撤廃

イメージ図（全日制高校の場合）



建設事業周辺家屋調査事業

施設整備室

1 目的

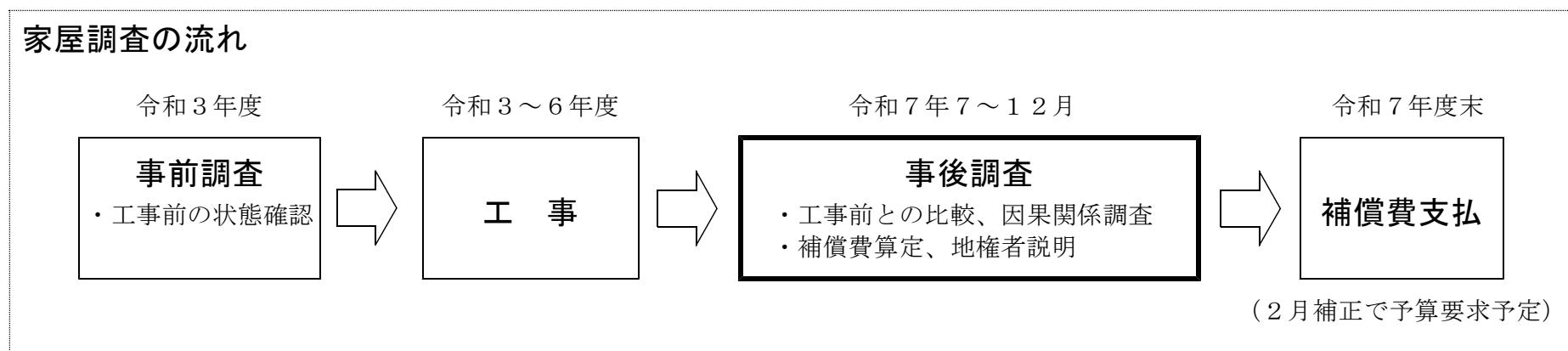
鹿角高等学校の校舎整備事業完了に伴い、工事に起因する周辺家屋への損害の判断及び原状回復費用の算定を行う。

2 概要

- ・対象地域 鹿角高等学校周辺地域
- ・事後調査対象者 5地権者（8棟）

※事前調査を行った17地権者（30棟）のうち、調査を希望した者

家屋調査の流れ



3 補正予算額

14,300千円 (\ominus 14,300千円)
内訳 委託料 14,300千円

秋田県青少年交流センター管理運営費（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

秋田県青少年交流センターの指定管理期間が令和7年度末で満了することから、令和8年度以降3年間の指定管理者の選定を行うため、債務負担行為の限度額を設定する。

2 概要

(1) 債務負担行為の限度額を設定する施設及び期間

①施設名称 秋田県青少年交流センター

②指定管理期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

※現指定管理者 一般財団法人秋田県青年会館

（指定管理期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日）

(2) 指定管理業務

①宿泊・研修に係る施設の使用許可等に関する業務

②施設及び設備の維持管理に関する業務

③青少年に係る研修及び交流・学習の機会の提供に関する業務

④上記のほか、秋田県青少年交流センターの管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

(3) スケジュール

令和7年 8月 指定管理者の公募

10月 指定管理者選定委員会の開催、指定管理者の候補者の選定

12月 12月議会で指定管理者の指定に係る議案の提出

3 債務負担行為限度額

174,465千円 (諸216千円 ▽174,249千円)

年度ごとの上限額 58,155千円

年度内訳 ・人件費 18,056千円

・光熱水費等 39,204千円

・事業費 895千円